

2007年6月7日

福井県議会議長 石川与三 吉様

市民オンブズマン福井
代表幹事 吉川 健司

福井県議会における政務調査費制度の検討に関する申入書

県民の信任を担い福井県議会議員に当選された皆様方におかれましては、県民の福祉の増進のために尽力されることを心から期待致します。

私たちは、税金の無駄遣いを監視するとともに、行政と議会の一層の透明化を求める市民運動をすすめており、現在、全国の市民オンブズ団体と連携しながら、政務調査費、費用弁償等についても適正化を求める活動を行っています。

貴職が就任の記者会見で政務調査費制度の改革に意欲を示されたこと、また県議会に政務調査費の検討会が設置されることが報道されました。

そこで、以下3点について、私たちの意見を申入れます。

申入れの内容については、真に県民の理解が得られるようにご検討ください。私たちは、広範な県民、納税者、有権者とともに注視してまいります。

記

1. 今年度中に新基準での運用を始めるべきである。

政務調査費に関する検討会の設置についての各紙の報道によると、「年度内に一定の結論を出す方針」（2007年5月23日福井新聞）、また「年度内に報告をまとめることが確認された」（同日の中日新聞）とありますが、遅疑逡巡の印象を持ちます。

鹿児島県議会においては、5月22日に開かれた政務調査費検討委員会において、（1）すべての支出について収支報告書に領収書を添付し、情報公開の対象とする（2）具体的な使途基準を作成する、という基本方針を確認し、8月中旬までに使途基準をまとめ、10月にも新基準での運用を始める方針とあります。

(http://www.nishinippon.co.jp/nnp/local/kagoshima/20070522/20070522_004.shtml)

福井県議会においても、今年度中に新基準での運用を始めるべきです。検討委員会を早急に設置し、同委員会においては実質的な協議を進めるべく、議長のリーダーシップを期待いたします。

2. 政務調査費の使途基準を早急に作成すべきである。

全国市民オンブズマン連絡会議の調査によると、2006年8月1日現在で、政務調査費について具体的に使途基準を作成しているのは、都道府県では14道県です。(北海道・岩手・福島・栃木・千葉・長野・富山・滋賀・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・山口・熊本)

<http://www.ombudsman.jp/>

長野県議会が平成16年8月に制定した「政務調査費マニュアル」に、長野県議会議長(当時)の古田英士氏が所見を述べておられる、その一部を引用します。

「(略) 県議会としましては、平成15年度の政務調査費から、全国に先がけ、領収書を含むすべての証拠書類を公開しているところですが、更に、政務調査費の厳正な取り扱いを期するため、『政務調査費マニュアル』の策定を議会運営委員会検討会議に諮問したところであります。この度、策定されたマニュアルは、県議会の各会派が政務調査費を使用するにあたって、会派自らが判断するための指針とするものであり、これにより、政務調査費の使途の明確さと透明性が更に高められることとなり、この点において、長野県議会は全国のトップランナーになったと自負しているところです。このマニュアルの策定を一つの契機として、議員各位が、より一層活発な調査研究活動を実施され、その成果が長野県の発展に寄与することを心から願うものであります。」

県議会議長の貴職においても、異議のない所見ではないでしょうか。福井県議会においても早急にマニュアル作成に着手するべきだと考えます。(添付資料：長野県の「政務調査費マニュアル」)

3. 政務調査費の全支出を領収書付きで公開すべきである。

福井新聞社が5月前半に、県議会全40人から回答があったとして報道した記事(2007年5月23日)によりますと、政務調査費の領収書の公開については、40人の議員全員が公開の意思を示したとあります。

しかし、公開の考え方については、「領収書公開を前提に適正な額を検討」(玉村議員)、「公開は5万円以上の方がよい」(谷口議員)といった消極的な意見が大勢を占めていました。その理由として政治活動の自由の確保があげられていましたが、領収書を含むすべての証拠書類を公開している長野県の議会議員においては政治活動の自由は確保されていないのでしょうか。

全国市民オンブズマン連絡会議が、領収書添付の範囲に条件付けをした府県における領収書の非添付率を調査したところによると（2005年度分）、1件5万円以上を条件とした京都府と和歌山県においてはそれぞれ84.6%、90.1%に及んでいます。<http://www.ombudsman.jp/>

これでは、領収書を添付していない現状とほとんど変わりなく、“政務調査費は闇の中”の状況は継続するだけです。

上田文雄札幌市長は、札幌市の改革に関するインタビュー（2006年11月2日）の中で、政務調査費について「税金を使っている以上、全部公開すべきです。我々市役所の支出は1円たりとも領収書がなかったり、使い道が公然化されていないものはないと思います。そういうことは常識です。一部の議員が何を勉強しているのかを知られるのは嫌だなどと言うのは、いささか違うと思います。」と答えています。」

公開は「時代の流れ」（中川副議長就任時の発言）ではありません。

領収書の提出を義務付けず公文書として条例に則り公開されない支出は違法・不当として、私たちは、あくまで全ての領収書を含む証拠書類（活動報告書、支出証明書、視察報告書、会計帳簿等）の提出の義務付けを求めます。

以上

〒910-0004 福井市宝永4丁目9-15
泉法律事務所内
市民オンブズマン福井
FAX 0776-30-1373
事務局 090-9441-6149(伊東)